

煙台市・威海市における領事出張サービスのお知らせ

在青島日本国総領事館

2025年11月14日

2025年12月19日(金)に煙台市、20日(土)に威海市において、「領事出張サービス」をそれぞれ実施します。領事出張サービスは、通常、総領事館の窓口で受付を行っている在外選挙人名簿登録申請、在留届、旅券申請、証明書申請、戸籍・国籍関係届の提出、マイナンバーカード申請・受理、安全相談等の行政サービスを現地で受け付けるものです。是非この機会にご利用ください。

今回の領事出張サービスをご利用される方は、12月11日(木)までに、[申し込みフォーム](#)にご記入の上、当館までメールまたはFAXのいずれかにてお申し込みください。

また、申請に際しましては、必要書類等を当館ホームページでご確認いただき、ご不明な点は、事前に当館にお問合せいただくようお願いいたします。

※やむを得ない事情により日程等が変更、また中止となる場合もありますので、事前に当館ホームページ等にてご確認ください。

各種手数料のお支払いは、**現金のみ**のお取り扱いとなります。

○申込先: 在青島日本国総領事館 メール: ryoji@qd.mofa.go.jp

FAX: 0532-8090-0024

TEL: 0532-8090-0001 (担当: 領事班)

1 実施日時・場所

【煙台市】

日 時: 12月19日(金) 15:00～16:30

場 所: 煙台碧海飯店 4階 海馨庁

(煙台市芝罘区南大街236号、TEL: 0535-658-5888)

【威海市】

日 時: 12月20日(土) 10:00～11:30

場 所: 威海衛大厦 A 座 1階 礼合庁

(威海市環翠区海港路82号、TEL: 0631-528-5888)

※手続上のご注意

(1) いずれの手続においてもご本人が申請してください。

(未成年者の旅券申請は必要書類が異なりますので事前に当館までご連絡ください。)

(2)必要書類について、基本は以下のとおりですが、個別の状況によっては必要書類が変わってきますので、事前に総領事館に確認されるようお願いいたします(TEL:0532-8090-0001)。なお、在留証明、署名証明を希望される方は、事務手続上、申請書及び必要書類のコピーを事前に当館に送付していただく必要がありますのでご注意ください。

2 受付業務

(1)在外選挙人名簿登録申請

在外選挙人名簿登録申請の受付は、18歳以上の日本国籍所持者で在留邦人の方が対象となります。

なお、申請は日本の市区町村役場で転出届の提出(住民登録の抹消手続)を行い、かつ当館に在留届を提出されていることが前提になりますので、下記「(2)在留届」をご参照の上、ご登録お願いします。

また、申請から実際に投票が出来る手続きが完了(選挙人証を受領)するまでに、2～3ヶ月程度を要します。選挙実施の直前に登録を行っても投票出来ないことがあります。

必要書類

①在外選挙人名簿登録申請書

②旅券(3か月以内に旅券を更新された方は更新前の旅券も必要となります。)

③現住所を確認できる文書(臨時宿泊登記票、住居賃貸借契約書等)

* 当館に3ヵ月以上前に在留届を提出している方は、③の書類は不要です。

申請書は事前にダウンロード([こちら](#))し、必要事項を記入したものをお持ちください。なお、当日会場にも用紙を用意しておりますので、会場で記入いただいても結構ですが、申請書には本籍地および住民票に記載されていた最終住所地、日本の出国日などを記載する欄がありますので、あらかじめご確認の上、会場にお越しください。また、在留届に登録されている同居ご家族による代理申請(上記必要書類に加えて、代理人の旅券と“申出書”([こちら](#))が必要)も可能です。

在外選挙人名簿登録に関する詳細は[こちら](#)をご参照ください。

(2)在留届(新規、記載事項変更、帰国・管轄外転出)

外国に住所または居所を定めて3ヶ月以上滞在される全ての日本人の方は、旅券法により在留届の提出が義務づけられています。また、在留届を提出済みの方で、在留届の記載事項(住所、携帯電話番号、メールアドレス等)に変更が生じた方は“変更届”([こちら](#))、帰国予定の方は“帰国・管轄外転出届”([こちら](#))の提出が必要です。

必要書類 : 旅券

また、在留届は外務省の「在留届電子届出システム(ORRnet)」(下記参照)を利用して提出することをお勧めします。

在留届電子届出システム(ORRnet) : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

在留届に関する詳細は[こちら](#)をご参照ください。

(3)旅券の交付

●交付

「領事出張サービス」会場において、新しいパスポートの交付を受けられるのは、事前にオンラインあるいは窓口申請を行い、出張サービス当日までに日本国内で作成されたパスポートが当館に配送された方のみとなります。申請の詳細については、事前に当館にメールないしはお電話にてご相談ください。

旅券の原本及び手数料(現金での支払いのみ)を持参の上、必ず申請人本人(乳幼児でも)が会場にお越しください。手数料はこちら。

(注意)領事出張サービスを利用して新しいパスポートの交付を受ける方については、当館が発行する新・旧パスポートの所持人が同一人物であることを示した『同一人物証明』が必要になることもあります。特に、中国居留許可の更新時に、『同一人物証明』の必要有無を出入国管理局に確認していただき、必要の際には併せて申請くださるようお願いいたします。

未成年者の申請につきましては必ず事前に当館までご相談ください。

●申請

1)申請受付必要書類

- ① 現在お持ちの旅券(原本)及び人定事項ページのコピー
- ② 申請書(注1)
- ③ 写真1枚(注2)
- ④ 6か月以内発行の戸籍謄本(注3)

(注1)申請書は、【[ダウンロード申請書](#)】([こちら](#))をご利用いただき、プリントアウトしたものを利用願います。

(注2)写真のサイズは縦45mm×横35mmで、うち顔(髪を含んだ頭頂部から顎まで)の長さが34mm±2mm。無背景(色は白や薄い水色など淡色系が望ましい)。サングラス、帽子等の着用は原則認められません。

(写真規格の詳細は[こちら](#))

(注3)現有旅券からの切替(更新)申請で、現有旅券の記載事項(本籍地、氏名等)に変更がない場合は、原則戸籍謄本の省略が可能です。

旅券申請に関する詳細は[こちら](#)をご参照ください。

(4)証明書の申請・交付

以下の証明書の申請を受け付けております。また、記載例等を当館HPにてご確認のうえ、申し込みをしてください。事前に必要書類取得・作成の上、申込時にメールもしくはFAXにてお送りください。また、書類については当日原本をお持ちください。

1)在留証明

申し込みフォーム送付と同時に、必要事項を記載した**申請書**([こちら](#))及び必要書類のコピーを当館宛にFAX(0532-8090-0024)又はメール(ryoji@qd.mofa.go.jp)で送付してください。(申請書に「日本の本籍地住所」「提出理由」「提出先」「正確な中国の現(過去の)住所(日本語)」を記入できるよう、あらかじめご準備

ください。)なお、出張サービス当日に、必要書類の原本を確認させていただきますので当日必ずご持参下さい。

必要書類:

- ①旅券
- ②現住所が確認できる公文書(外国人就業証、外国人専任証、臨時宿泊登記票など)
- ③現在の本籍地が確認できる戸籍謄本(写し可)※「本籍地」の市区郡以下まで記載を希望する場合のみ。

手数料はこちら。

2)署名(及び拇印)証明

署名(及び拇印)すべき書類が無く、署名のみを単独で証明する形式のもの。

申し込みフォーム送付と同時に、必要事項を記入した**申請書**([こちら](#))及び旅券のコピーを当館宛にFAX(0532-8090-0024)又はメール(ryoji@qd.mofa.go.jp)で送付してください。(申請書には「正確な中国の現住所(日本語)」「使用目的」「提出先」を記入できるよう、あらかじめご準備ください。)なお、出張サービス当日に、旅券を確認させていただきますので当日必ずご持参下さい。

必要書類:旅券

手 数 料はこちら。

上記以外の証明書の発給を受けたい場合は、まず当館までご連絡・ご相談ください。

証明書発給に関する詳細は[こちら](#)をご参照ください。

(5)戸籍・国籍関係の届出

戸籍関係・国籍関係届出を受け付けております。また、記載例等を当館HP([こちら](#))にてご確認のうえ申し込みをしてください。事前に必要書類取得・作成の上、当日原本をお持ちください。

また、「婚姻届」「出生届」の書式は、以下の外務省HPに掲載されています。

HP(外務省):<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/koseki/index.html>

ア. 婚姻届

* 日本人と中国人による婚姻の場合は、先に中国の方式による結婚登記を行う必要があります。

必要書類

- ① 婚姻届 2通(注) ※当日会場での記入も可(事前に[記載例](#)をご確認ください)。
- ② 旅券(日本人)、身分証明書(中国人配偶者も来訪する場合のみ)
- ③ 結婚公証書及び同公証書の和訳文 2通
- ④ 中国人配偶者の国籍公証書及び同和訳文 2通

(注)日本人同士の婚姻の場合、証人として成人2人(外国人でも可能)の署名が届書に必要です。

イ. 出生届

必要書類

- ① 出生届 2通 当日会場での記入も可(事前に[記載例](#)をご確認ください)。
- ② 出生医学証明書 原本提示・写し2通
- ③ 出生医学証明書の和訳文 2通
- ④ 両親の旅券(提示)
- ⑤ お子さまの出生病院の所在地を確認できる資料(病院ホームページや地図等)

注意事項: 以下の場合では、一般的に届けを受理することができません。

- ・日本人男性と中国人女性で日本の戸籍上婚姻届がなされていない場合
- ・両親が日本人と中国人で、子が出生してから3か月を経過している場合

特に、上記以外の届出(国籍関係届含む)を希望される方は、まず、当館にご連絡・ご相談ください。

上記の戸籍届に関する詳細は[こちら](#)をご参照ください。

(6) マイナンバーカード申請・受理

令和6年5月27日から、国外転出後もマイナンバーカードを継続して利用できることになりました。また、現在マイナンバーカードを持っていない国外在住者も国外転出向けマイナンバーカードを当館の領事窓口で申請することが可能になりましたが、今回の領事出張サービスでも申請を受け付けます。また、事前に申請し、当館に届いたマイナンバーカードの受理も行います。申請の詳細については[こちら](#)をご覧ください。

(7) 各種相談

上記に関連するもののほか安全に関するものなどの各種相談も受け付けます。[申し込みフォーム](#)に必要事項を記入して送付してください。